

研究学園都市計画 地区計画の決定（つくば市決定）

都市計画並木第一地区地区計画を，次のように決定する。

名 称		並木第一地区地区計画
位 置		つくば市並木二丁目及び並木三丁目の各一部
面 積		約 8. 0 h a
地区計画の目標		本地区は，筑波研究学園都市研究学園地区の南端に位置する。周辺地域一帯は，新住宅市街地開発事業を主体とし，一部土地地区画整理事業により整備され，国家公務員宿舎を中心とする公的機関の中低層住宅が集積し，豊かな緑とゆとりある空間が確保された良好な住環境が形成されている。 このため，これまでに培われた緑豊かなゆとりある都市環境を継承し，魅力ある都市環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の 方 針	中低層の住宅を中心とした，緑豊かで落ち着きある住宅市街地の形成を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	筑波研究学園都市建設により整備された道路・公園の適切な維持・保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	1 ゆとりある良好な住環境の形成を図るため，建築物の敷地面積の最低限度，壁面の位置の制限，建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 2 緑のある街並みを形成するため，緑化率の最低限度，垣又はさくの構造の制限，壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
	そ の 他 の 該 地 区 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針	1 地区内に存する樹木の保全・活用に努める。 2 敷地外周の壁面後退部分は，緑化及び適切な維持管理に努める。 3 駐車場や受水槽，空調設備などを道路・歩行者専用道路に面して設ける場合は，植栽等により修景を図るよう努める。 4 歩行者専用道路沿いは直擁壁の設置を避け，豊かな並木を活かした街並みの形成に努める。 5 歩道付きの道路沿いは，車両の出入口の設置を抑制する。 6 省エネルギー，CO2削減，ヒートアイランド対策等，環境に配慮した開発・建築に努める。

地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	180㎡
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 (1) 道路、及び隣地との境界線までの距離は、地盤面からの建築物の高さが8m以下の部分は1m、8mを超える部分は2mとする。 (2) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 2 前項各号の規定については、これに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、床面積の合計が5㎡以内で、かつ軒の高さが、歩行者専用道路との境界線においては1.2m以下、その他の境界線においては2.3m以下であること。
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	歩行者専用道路の境界線と壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の区域には、高さ1.2mを超える工作物（垣又はさく、擁壁を除く）を設置してはならない。 ただし、防災上または環境保全上必要と認められるものについては、この限りではない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	道路に面して設ける擁壁は、次の各号のいずれかに掲げる構造とする。 (1) 高さ0.6m以下のもの (2) 高さ1.2m以下かつ勾配75度以下のもの (3) 道路境界線から、擁壁の高さに0.25を乗じて得られた値以上（その値が0.5m未満の場合は0.5m以上）の距離を後退し、後退した部分、または擁壁の壁面に植栽を施したもの
		緑化率の最低限度	10%
		垣又はさくの構造の制限	1 壁面後退線Aに面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げる構造とする。ただし、門柱はこの限りでない。 (1) 生垣で高さ1.2m以下のもの (2) 鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）で、これに沿って道路側に植栽を施し、高さが1.2m以下のもの 2 前項を除く道路に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げる構造とする。ただし、門柱はこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）で、これに沿って植栽を施したもの
	適用の除外		建築物等に関する事項の規定に関して、以下の要件に該当する場合は適用を除外する (1) 本地区計画に係る都市計画の決定の際、現に存する建築物等でこれらの規定に適合しないものを継続して使用するもの (2) 本地区計画に係る都市計画の決定の際、現に存する建築物等で、これらの規定に適合しない部分を有する建築物等において、適合しない部分を増加させない範囲で新築、改築、増築、修繕、又は模様替を行なうもの (3) 市長が公益上必要な建築物等でやむを得ないと認めたもの

「区域等は、計画図表示のとおり」

理 由

国家公務員宿舎の廃止に伴い、筑波研究学園都市における緑豊かなゆとりある都市環境を継承し、良好な住宅市街地の形成を図るため、本案のとおり地区計画の決定を行うものである。

